

令和8年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第6報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じましたのでお知らせします。

- ・令和8年8月31日 厚生労働省告示第330号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・令和8年8月31日 保医発0831第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早411		下から1行目	特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準) I 診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。) の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～016 (略) 017 デンプン由来吸収性局所止血材 (1) 標準型 1g当たり 12,600円 (2) 織布型 1cm²当たり 48円 注 オスラー病等の高頻度の鼻出血に対して、医師の指示に従って使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。	特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準) I 診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。) の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～016 (略) (新設)	字句挿入
早418		下から8行目	II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。) 及びその材料価格 001～033 (略) 034 胆道ステントセット (1) (略) (2) 自動装着システム付 ① 永久留置型(標準型) ア・イ (略) ② (略)	II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。) 及びその材料価格 001～033 (略) 034 胆道ステントセット (1) (略) (2) 自動装着システム付 ① 永久留置型 ア・イ (略) ② (略)	字句挿入
早418		下から5行目	③ 永久留置型(分岐部対応型) ア カバーあり 345,000円 イ カバーなし 340,000円 注 (1)・(2) (略)	(新設) 注 (1)・(2) (略)	字句挿入
早418		下から3行目	(3) 自動装着システム付・永久留置型・分岐部対応型 関連学会の定める適正使用指針を遵守し、外科的に切除不能な胆道癌による肝門部胆管の閉塞又は狭窄に対して、両葉ドレナージを実施する場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。	(新設)	字句挿入
			035～105 (略)	035～105 (略)	

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早436		下から1行目	106 微線維性コラーゲン (1) 標準型 1g当たり 12,900円 (2) フロアブル型(トロンビン非含有) 48,700円 注 (1)～(3) (略) (4) フロアブル型(トロンビン非含有)は、1回の手術に対して1個まで算定できる。 107～116 (略)	106 微線維性コラーゲン 1g当たり 12,900円 注 (1)～(3) (略) (新設) 107～116 (略)	字句訂正 字句挿入
早437		上から14行目			
早439		下から3行目	117 植込型除細動器 (1) 植込型除細動器(Ⅲ型) ①～③ (略) ④ 内因性抗頻拍ペーシング機能付き 2,720,000円 (2) 植込型除細動器(V型) ① 標準型 2,660,000円 ② 内因性抗頻拍ペーシング機能付き 2,800,000円 118～143 (略)	117 植込型除細動器 (1) 植込型除細動器(Ⅲ型) ①～③ (略) (新設) (2) 植込型除細動器(V型) 2,660,000円 118～143 (略)	字句挿入 字句訂正
早452		下から13行目	144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器 (1) 単極又は双極用 ①～④ (略) ⑤ 内因性抗頻拍ペーシング機能付き 4,550,000円 (2) 4極用 ①～④ (略) ⑤ 内因性抗頻拍ペーシング機能付き 4,960,000円 145～148 (略)	144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器 (1) 単極又は双極用 ①～④ (略) (新設) (2) 4極用 ①～④ (略) (新設) 145～148 (略)	字句挿入 字句挿入
早452		下から8行目			
早455		下から8行目	149 血管内光断層撮影用カテーテル (1) 標準型 132,000円 (2) 血管内超音波プローブ一体型 132,000円 150～181 (略)	149 血管内光断層撮影用カテーテル 132,000円 150～181 (略)	字句訂正
早463		下から2行目	182 経カテーテル人工生体弁セット (1) バルーン拡張型人工生体弁セット ① 標準型 4,510,000円 ② 特殊型 4,730,000円 令和8年9月1日から令和10年5月31日まで 4,940,000円 (承認番号) 22800BZX00094000	182 経カテーテル人工生体弁セット (1) バルーン拡張型人工生体弁セット ① 期限付改良加算なし 4,510,000円 ② 期限付改良加算あり 4,720,000円	字句訂正

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早464		上から13行目	(2) (略) 注 (1) (略) (2) バルーン拡張型人工生体弁セット・<u>特殊型</u>については、令和10年5月31日まで<u>に限り、期限付改良加算による評価を行った価格</u>で算定できる。 183～244 (略)	(2) (略) 注 (1) (略) (2) バルーン拡張型人工生体弁セットの<u>うち期限付改良加算のあるもの</u>については、令和10年5月31日まで算定できる。 183～244 (略)	字句訂正
早475		下から8行目	245 吸収性食道用ステント 261,000円 注 (1) <u>難治性良性食道狭窄の患者に対して、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り算定できる。算定に当たっては、当該材料を使用する医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u> (2) <u>1回の手術に対して1個を限度として算定できる。</u> (3) <u>患者1人につき原則として2個まで算定できる。3個以上算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u>	(新設) (新設)	字句挿入 字句挿入
早475		下から8行目	246 ヒトiPS細胞由来心筋細胞シート 53,200,000円 注 (1) <u>虚血性心筋症による重症心不全患者のうち、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分な症例に対して、関連学会の定める適正使用指針に従って使用された場合に限り算定できる。</u> (2) <u>1人につき1回まで算定できることとし、使用する際は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載する。</u>	(新設) (新設)	字句挿入 字句挿入
早475		下から8行目	247 除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤー 79,600円 注 (1) <u>開胸を伴う心臓手術並びに胸部大動脈手術を受ける18歳以上の患者のうち、術後心房細動の発症リスクが高いと推定される患者に対して、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り算定できる。</u> (2) <u>1回の手術に対して2個を限度として算定できる。</u>	(新設) (新設)	字句挿入 字句挿入

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
291	右	下から12行目	B001 特定疾患治療管理料 1 (略) 2 特定薬剤治療管理料 (1) 特定薬剤治療管理料1 ア 下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。 (イ)～(ナ) (略) <u>(ラ) ヒトIPS細胞由来心筋細胞シート移植を受けた患者であって移植における拒否反応の抑制を目的として免疫抑制剤を投与しているもの</u> イ～ツ (略) (2) (略) 3～37 (略)	B001 特定疾患治療管理料 1 (略) 2 特定薬剤治療管理料 (1) 特定薬剤治療管理料1 ア 下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。 (イ)～(ナ) (略) (新設) イ～ツ (略) (2) (略) 3～37 (略)	字句挿入
1182	右	下から1行目	K605-5 骨格筋由来細胞シート心表面移植術 (1)・(2) (略) <u>(3) 虚血性心筋症による重症心不全患者のうち、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分な症例に対して、関連学会の定める適正使用指針に従ってヒトIPS細胞由来心筋細胞シートの移植を行った場合に、本区分の所定点数を準用して算定する。</u>	K605-5 骨格筋由来細胞シート心表面移植術 (1)・(2) (略) (新設)	字句挿入
1274	右	上から7行目	K920 輸血 (1)～(26) (略) <u>(27) ヒトIPS細胞由来心筋細胞シート移植の前処置を行った場合には、本区分の「注12」の血小板洗浄術加算の所定点数を準用して算定する。</u>	K920 輸血 (1)～(26) (略) (新設)	字句挿入
調110		下から1行目	第3調剤報酬点数表(早見表付) ※WEB閲覧 調剤報酬点数表 調剤報酬 第4節 特定保険医療材料料 調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～015 (略) <u>016 デンブン由来吸収性局所止血材</u> (1) 標準型 1g当たり 12,600円 (2) 織布型 1cm²当たり 48円 注 <u>オスラー病等の高頻度の鼻出血に対して、医師の指示に従って使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u>	第3調剤報酬点数表(早見表付) ※WEB閲覧 調剤報酬点数表 調剤報酬 第4節 特定保険医療材料料 調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～015 (略) (新設)	字句挿入